

県営住宅整備事業（PFI）に係る総合評価落札方式実施要領

令和 7 年 1 1 月 1 8 日
県土整備部建築住宅課

（趣旨）

第 1 条 この要領は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）に基づき、県が発注する県営住宅整備事業（以下「整備事業」という。）において実施する総合評価落札方式による一般競争入札の手続について、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号。以下「財務規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年宮崎県規則第 69 号。以下「特定役務調達規則」という。）、一般競争入札実施要領（平成 15 年 4 月 1 日定め。以下「一般競争要領」という。）及び宮崎県建設工事等電子入札実施要領（平成 17 年 12 月 1 日定め。以下「電子入札要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において「総合評価落札方式」とは、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、価格その他の条件が県にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式をいう。

（適用範囲）

第 3 条 この要領の対象となる整備事業（以下「対象事業」という。）は、予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特定役務調達政令」という。）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額以上の額で、落札者の決定に当たり技術提案等を求めることが適当と判断される事業に適用する。

（落札決定基準）

第 4 条 知事は、対象事業において総合評価落札方式による一般競争入札を行おうとする場合は、事前に価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定する基準（以下「落札者決定基準」という。）となる評価項目ごとの評価基準及び評価の方法を定めなければならない。

（学識経験者の意見聴取）

第 5 条 知事は、落札者決定基準を定めようとするときは、対象事業ごとに別に定める事業審査委員会において、あらかじめ 2 人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
2 知事は、前項の意見聴取において、改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見が述べられた場合には、対象事業の落札者を決定しようとするときに意見を聴くものとする。

（落札者決定基準の決定）

第 6 条 落札者決定基準は、県土整備部技術審査会設置要綱（平成 15 年 4 月 1 日定め。）に規定する県土整備部技術審査会（以下「技術審査会」という。）の審査を経た後、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成 20 年宮崎県告示第 369 号）第 13 条に規定する入札参加資格審査会（以下「全庁審査会」という。）の審査を経て決定するものとする。

（予定価格の事前公表）

第7条 予定価格の公表は、入札公告時に行うものとする。

(入札参加資格の決定)

第8条 入札参加資格は、技術審査会の審査を経た後、全庁審査会の審査を経て決定するものとする。ただし、実施方針の公表時はこの限りではない。

(入札公告)

第9条 入札公告は、特定役務調達規則第5条及び第8条に定める事項並びに次に定める事項について、県公報、宮崎県公共事業情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）及び県ホームページに掲載することにより行うものとする。

(1) 提案書に関する事項

ア 提案書の提出、質問方法

イ 提案書のヒアリング方法

(2) 落札者決定基準

ア 評価項目ごとの評価基準及び配点

イ 評価の方法（評価結果の内容含む）

(3) その他入札手続に関する事項

2 前項の公告は、開札日の前日から起算して40日前（当該日数には宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日は含まない。以下日数の規定において同じ。）までに行うものとする。

(入札説明書等の交付)

第10条 入札説明書等の交付は、技術的な理由等により掲載が困難な場合を除き、原則として入札に参加しようとする者がダウンロードできる形式で入札情報サービス及び県ホームページに掲載することにより行うものとする。

(入札手続)

第11条 入札に参加しようとする者は、一般競争要領第8第1項の規定にかかわらず、別に定める様式による入札参加資格確認申請書を提出しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、入札手続においては、一般競争要領第8から第18まで（第8第1項並びに第15第1項、第2項及び第5項を除く。）の規定を準用する。

(落札者の決定)

第12条 開札の結果、予定価格の範囲内で評価値の最も高い者を落札者とする。

2 前項の場合において、評価値の最も高い者が2人以上いる場合にあっては、当該同評価値の者による電子入札要領第19条に規定するくじで落札者を決定するものとする。

3 知事は、落札者として決定した者に入札参加資格のないことが判明し当該落札決定を取り消した場合又は一般競争要領第16の規定により入札を無効とした場合は、落札決定を取り消された者又は入札を無効とされた者（以下「無効者等」という。）以外の評価値が同じ者が2人以上いる場合にあっては当該同評価値の者による電子入札要領第19条に規定するくじで落札者を定め、無効者等以外の評価値が同じ者が1者である場合にあっては当該同評価値の者を、評価値が同じ者がいない場合にあっては予定価格の範囲内で無効者等の次に評価値が高い者を落札者とするものとする。

(落札者として選定されなかった理由の説明)

第13条 入札書を提出し、落札者とならなかった者のうち不服がある者は、落札決定の公表を行った日の翌日から起算して5日以内に、知事に対して書面により落札者とならなかった理由についての説明を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面により回答するものとする。

(苦情処理)

第14条 この要領を適用する入札に参加を予定している者又は参加した者のうち、当該入札に関し不服がある者は、この要領の定めるところにより苦情の申立てを行うことができるほか、宮崎県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成26年6月23日定め。）に定める宮崎県政府調達苦情検討委員会に対し苦情の申立てを行うことができる。ただし、宮崎県政府調達苦情検討委員会に対する苦情の申立てについては、特定役務調達政令第1条に規定する国際約束の規定に反する形で調達が行われたと判断する場合に限る。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、対象事業に係る総合評価落札方式の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年11月18日から施行する。